

令和 8 年第 1 回定例市議会議案

(そ の 2)

岸 和 田 市

## 令和8年第1回定例市議会議案（その2）

議案番号	件名	備考・頁
議案第18号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 3
議案第19号	岸和田市行政手続条例の一部改正について	P. 7
議案第20号	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 11
議案第21号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P. 15
議案第22号	岸和田市手数料条例の一部改正について	P. 19
議案第23号	岸和田市国民健康保険条例の一部改正について	P. 23
議案第24号	令和8年度岸和田市一般会計予算	別冊
議案第25号	令和8年度岸和田市国民健康保険事業特別会計予算	〃
議案第26号	令和8年度岸和田市自転車競技事業特別会計予算	〃
議案第27号	令和8年度岸和田市土地取得事業特別会計予算	〃
議案第28号	令和8年度岸和田市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第29号	令和8年度岸和田市介護保険事業特別会計予算	〃
議案第30号	令和8年度岸和田市財産区特別会計予算	〃
議案第31号	令和8年度岸和田市下水道事業会計予算	〃
議案第32号	令和8年度岸和田市病院事業会計予算	〃

議案第18号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利



## 岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市子ども・子育て会議の項中「岸和田市子ども・子育て会議」を「岸和田市こども・若者会議」に、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあっては、市が設置する他の附属機関において調査審議する事務を除く。）」を「岸和田市こども計画（こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画をいう。）についての調査審議に関する事務」に改め、同表に次のように加える。

岸和田市屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会	市長又は教育委員会の諮問する屋内プールの設計、施工及び管理に係る事業を委託する事業者の選定基準の策定及び当該事業者の選定に関する事項についての調査審議に関する事務	6人以内
----------------------------	---	------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表子ども・子育て会議委員の項中「子ども・子育て会議委員」を「こども・若者会議委員」に改め、同表生涯学習審議会委員の項の次に次のように加える。

屋内プール設計、施工及び管理事業者選定委員会委員	日額 9,000円	上記に同じ
--------------------------	--------------	-------

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第19号

岸和田市行政手続条例の一部改正について

岸和田市行政手続条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利



## 岸和田市行政手続条例の一部を改正する条例

岸和田市行政手続条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第4条、第13条及び第14条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧することができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和8年5月21日）から施行する。ただし、第2条第5号、第4条、第13条、第14条及び第15条第1項の改正規定、同条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）、第22条第3項の改正規定（「名あて人」を「名宛人」に改める部分に限る。）並びに第28条の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

2 この条例による改正後の岸和田市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

議案第20号

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利



## 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表障害者介護給付費等認定審査会委員の項及び介護認定審査会委員の項中「18,400円」を「20,000円」に改め、同別表第3号の表保育所・認定こども園内科嘱託医の項中「158,000円」を「168,100円」に運動器（学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第7条第4項に規定する運動器をいう。以下同じ。）の検診を受けた者1人につき150円を加算した額に改め、同表保育所・認定こども園歯科嘱託医の項中「158,000円」を「168,100円」に改め、同表認定こども園薬剤師の項中「194,200円」を「206,700円」に改め、同表総合通園センター内科嘱託医の項中「365,400円」を「388,900円」に運動器の検診を受けた者1人につき150円を加算した額に改め、同表学校医（内科）の項中「379,800円」を「404,300円」に運動器の検診を受けた者1人につき150円を加算した額に改め、同表学校医（耳鼻科及び眼科）の項中「379,800円」を「404,300円」に、「350円」を「430円」に改め、同表学校歯科医の項中「323,500円」を「344,400円」に改め、同表学校薬剤師の項中「194,200円」を「206,700円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第21号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利



## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

### (6) 削除

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条から第22条までを1条ずつ繰り上げる。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第22号

岸和田市手数料条例の一部改正について

岸和田市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利



## 岸和田市手数料条例の一部を改正する条例

岸和田市手数料条例（平成12年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第76号中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。



議案第23号

岸和田市国民健康保険条例の一部改正について

岸和田市国民健康保険条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和8年2月18日提出

岸和田市長 佐野英利



## 岸和田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岸和田市国民健康保険条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第11条中「世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を「次に掲げる額」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第12条第1号イ中「並びに」を「、」に改め、「金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ及び同条第2号イ中「並びに」を「、」に改め、「介護納付金」の次に「並びに子ども・子育て支援納付金」を加える。

第16条第1号中「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令」を「国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金及び標準保険料率に関する省令」に改める。

第39条の次に次の5条を加える。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第39条の2 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第44条、第44条の2、第44条の3又は第44条の3の2の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額（以下「子

ども・子育て支援納付金賦課額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第44条の3の2に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第39条の3 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する十八歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第39条の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号に規定する保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第39条の5 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、国民健康保険保険給付費等交付金等省令第29条の2第1項第3号の子ども・子育て支援納付金市町村標準所得割率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、国民健康保険保険給付費等交付金等省令第29条の2第1項第3号の子ども・子育て支援納付金市町村標準均等割額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、国民健康保険保険給付費等交付金等省令第29条の2第1項第3号の子ども・子育て支援納付金市町村標準十八歳

以上均等割額

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第39条の6 第39条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度分の保険料に係る第40条に規定する賦課期日の前日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

第42条第1項中「若しくは第24条」を「、第24条若しくは第39条の3」に、「第44条の2第1項(同条第2項)」を「若しくは同条第4項各号に定める額、第44条の2第1項(同条第2項又は第3項)」に、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第44条の2第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」を「額、同条第4項(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額」に、「第44条の3第1項各号(同条第2項又は第3項)」を「第44条の3第1項各号(同条第2項から第4項まで)」に、「若しくは同条第4項各号(同条第5項又は第6項)」を「、同条第5項各号(同条第6項から第8項まで)」に、「定める額の算定」を「若しくは第44条の3の2に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第24条」を「、第24条若しくは第39条の3」に改め、「第44条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第4項各号に定める額」を加え、「第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第44条の2第3項第1号」を「同条第4項」に、「若しくは同条第4項各号に定める額」を「、同条第5項各号に定める額若しくは第44条の3の2に定める額」に改める。

第44条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第4項」を加え、同項第2号中「第29条の7第5項第3号ロ」を「第29条の7第6項第3号ロ」に改め、同項第3号中「第29条の7第5項第3号ハ」を「第29条の7第6項第3号ハ」に改め、同条に次の1項を加える。

4 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第39条の3の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第39条の6に規定する額を超えるときは、その額)とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象と

されるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、国民健康保険法施行令第29条の7第6項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得

た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

第44条の2第1項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第4項中「第27条」との次に「、「前条第1項各号」とあるのは「前条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第39条の5」と読み替えるものとする。

第44条の2に次の1項を加える。

6 第4項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条」とあるのは「第39条の5」と、「前条第1項各号」とあるのは「前条第4項各号」と読み替えるものとする。

第44条の3第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「第39条に規定する額」との次に「、「第44条第1項各号」とあるのは「第44条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第33条に規定する額」との次に「、「第44条第1項各号」とあるのは「第44条第2項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第39条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第39条の

6に規定する額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と読み替えるものとする。

第44条の3に次の1項を加える。

- 8 第5項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第39条の3」と、「第22条に規定する額」とあるのは「第39条の6に規定する額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第44条第1項各号」とあるのは「第44条第4項各号」と読み替えるものとする。

第44条の3の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割の減額)

- 第44条の3の2 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第39条の5の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第44条第4項、第44条の2第3項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第6項の規定により読み替えられた同条第4項又は前条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。
- 第44条の4中「及び第44条第1項」を「、第25条、第36条及び第39条の4並びに第44条第1項（同条第2項又は第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第4項」に改める。

第53条中「又は」を「、」に改め、「第35条」の次に「又は第39条の3」を加え、「及び」を「、」に改め、「第44条の3各項」の次に「及び第44条の3の2」を加える。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第39条の6の規定は、令和9年度以後の年度分の保険料について適用し、令和8年度分の保険料については、同条中「各年度分の保険料に係る第40条に規定する賦課期日の前日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に規定する額」とあるのは、「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に規定する額」と読み替えるものとする。

